平泉町社会教育施設整備事業　実施方針等に関する質問･意見書　令和元年5月10日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目						質問・意見	回答
○		1	実施方針	2	26	第1	1	(6)	③	ウ	a	施設管理業務の内、警備業務は同町施設警備を行っている業者（システム）以外でも宜しいでしょうか。（支障は有りませんか）	指定管理業務の再委託先を町外業者とすることは可とします。ただし、適切な業務執行が可能な業務体制をご提案ください。
○		2	実施方針	4	4	第1	1	(7)	①	ア		対価の支払いについて、設計業務については設計業務完了後に支払われると考えて宜しいでしょうか。また、工事監理の記載はございませんが、本案件の予算に工事監理費が含まれていると考えてよろしいでしょうか、ご教示下さい。	対価の支払いについて、詳細は募集要項時に示します。工事監理費は含みますが、詳細は募集要項時にご確認ください。
○		3	実施方針	4	5	第1	1	(7)	①			設計、建設に関する業務に係る対価の支払いは、中間前払金制度が適用されますでしょうか。	詳細は募集要項公表時に示します。
○		4	実施方針	6	6	第2	1					特定業者の選定の審査にあたって、審査項目及びその配点等は事前に公表されるのでしょうか。	募集要項公表時に事業者選定基準を示します。
	○	5	実施方針	6	15	第2	2	(1)	⑥			直接対話２回目の日程が平成31年７月上旬とありますが、１回目のと同様に日にちが１日に限定される場合には、早めのご提示をお願い致します。	決定次第、町ホームページでお知らせします。
○		6	実施方針	9	10	第2	2	(3)	②	イ		「構成企業及び協力企業を明らかにし、」とありますが、企画提案書提出時に記載しなかった協力企業を追加することは可能でしょうか。	原則として認めませんが、止むを得ない事情等により町が認める場合はその限りではありません。ただし、協力企業として参加資格を満たすことが前提となりますのでご留意ください。
○		7	実施方針	10	12	第2	2	(3)	③	イ	c	1,500㎡以上の同種の公共施設の設計実績と記載がございますが、本案件の同種の定義についてご教示下さい。	公民館または図書館を含み、延床面積が1,500㎡以上の公共施設とします。1,500㎡以上の公共施設の中に、公民館または図書館以外の公共施設が含まれていても可とします。
○		8	実施方針	10	17	第2	2	(3)	③	ウ	c	過去実績について、「1,500㎡以上の同種の公共施設」とありますが、同種についての定義についてお示し願います。	No.7をご参照ください。
○		9	実施方針	10	17	第2	2	(3)	③			施工実績1,500㎡以上の同種の公共施設とは、図書館でよろしいでしょうか。	No.7をご参照ください。
○		10	実施方針	10	26	第2	2	(3)	③	オ	b	同種の公共施設の「同種」について詳細をご教示下さい。	No.7をご参照ください。
○		11	実施方針	18	2	第8	1					本事業が議会の議決を得られない場合、それまでにかかった設計・調査費用の負担措置についてご教示願います。	本事業が議会の議決を得られなかった場合、既に町及び応募者が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とします。
○		12	要求水準書(案)	3	14	第1	4					建設業務に保険付保が特定事業者となっていますが、通常の施工期間で工事保険、工事損害賠償保険加入と考えて宜しいでしょうか。	施工期間を対象に工事保険、工事損害保険に付保していただくことを想定しておりますが、詳細は募集要項公表時に示します。
○		13	要求水準書(案)	3	37	第1	4	※1				開館準備業務の一部を貴町で実施可能と読み取れますが、その際の事業費の算定方法をご教示下さい。	開館準備業務に係る費用は、全てサービス対価に含むものとして算定してください。町が行う方が効率的・効果的と考えられるものについて、町が実施するかについては、特定事業者との協議により決定します。
○		14	要求水準書(案)	4	4	第1	5					長島公民館の維持管理・運営業務の内容についてご教示下さい。	長島公民館の維持管理業務は、建築物・建築設備の保守点検、清掃、消耗品交換を対象とします。運営業務は、要求水準書（案）P59に示すとおりです。詳細は、募集要項公表時の要求水準書に示します。
○		15	要求水準書(案)	4	4	第1	5					長島公民館の維持管理が含まれているとの事ですが、設置されている設備機器（メンテナンスが必要な物）一覧や建物平面図等は、後日公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	募集要項公表時に示します。
○		16	要求水準書(案)	8	17	第1	9	(1)				近隣ボーリングデータは添付資料③にありますが、原位置のデータでないため改めてボーリング調査が必要と考えます。この際の費用負担についてご教示願います。	ボーリング調査（地盤調査）は、要求水準書（案）P3に示すとおり、事業者負担（サービス対価に含む）とします。
○		17	要求水準書(案)	8	21	第1	9	(1)				発掘調査は町がいつ、どの期間で実施しますか。	10月頃までに既存施設を解体し、その後、発掘調査を実施する予定です。発掘調査は、令和元年度内に完了予定です。
○		18	要求水準書(案)	8	21	第1	9	(1)				発掘調査期間が延長する場合、それに伴う事業期間の延長はあるのでしょうか。	周辺の調査結果により、重要な遺物は出ないものと考えているため延長は考えていません。
○		19	要求水準書(案)	8	21	第1	9	(1)				「発掘調査は町が実施する」とありますが、調査後は更地の状態に復旧されていると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		20	要求水準書(案)	8	21	第1	9	(1)				埋蔵文化財の発掘調査は町が行うとの記載がありますが、埋蔵物があった場合の工事遅延および開業遅延のリスクは町にあるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。詳細は、募集要項公表時に示します。

平泉町社会教育施設整備事業　実施方針等に関する質問･意見書　　令和元年5月10日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項目						質問・意見	回答
○		21	要求水準書(案)	10	表	第1	9	(2)	イ			効果的・効率的な運営の面を考慮しますと、図書館機能の休館日は１日／週程度、の閉館時間は19時頃、子育て支援機能の閉館時間は17時頃が適切かと考えます。要求水準書で提示された開館日・時間での運営を想定される場合には、実現可能な維持管理運営費を確保頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	図書館の休館日は原案どおり12/29～1/3、図書整理日とし、開館時間は平日・土日祝ともに10時～19時までとします。また、子育て支援機能は人の配置を想定していないことから、原案の開館時間のとおりとします。詳細は募集要項公表時の要求水準書をご確認ください。なお、維持管理運営費については、募集要項公表時に上限値を示す予定です。
○		22	要求水準書(案)	11	図	第1	9	(2)	ウ			資料の管理方法（盗難防止措置）などを踏まえた上で、図書館機能と融合して考えられている機能（資料を配架したり、貸出手続きなしで図書館資料を閲覧可能な部分）と、その他機能とをご教示下さい。	図書館機能と融合する機能（資料の配架、貸出手続きなしで図書館資料を閲覧可能な部分）は、電子資料閲覧コーナー、視聴覚コーナー、情報発信スペース、おはなし室としてください。その他諸室については、適切な資料の管理が可能であれば、提案により資料の配架、貸出手続きなしで図書館資料を閲覧することを可とします。
○		23	要求水準書(案)	13	17	第2	1	(2)	ア			「諸室の出入口は施錠できるものとする」とありますが、P.10で挙げられた諸室ごとという意味合いではなく、必要に応じた箇所でとの理解で宜しいでしょうか。	原則、ご理解のとおりですが、詳細は募集要項公表時の要求水準書をご確認ください。
○		24	要求水準書(案)	15	23	第2	1	(2)	ウ	(ｲ)	⑦	バックヤードを含めて有線LANは一切使用しないということでしょうか。	IT室のパソコンは既存施設で使用しているデスクトップ型パソコンであるため、有線LANが使用できるようにしてください。また、その他諸室では、各諸室の用途や運営面を踏まえて適切な仕様としてください。
○		25	要求水準書(案)	16	13	第2	1	(2)	ウ	(ｲ)	⑬	コンパクトディスク・チューナー（ＡＭ・ＦＭ）と記載がありますが、町との協議のうえ同等の能力を持つ機器を設置する事も可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		26	要求水準書(案)	16	24	第2	1	(2)	ウ	(ｲ)	⑮	防災無線の機器に必要な電気容量をご教示ください。	一般家庭用の防災無線の設置を想定しているため、100Vコンセントが1つ必要です。機器については、町で提供し、事務室に設置して頂く予定です。
○		27	要求水準書(案)	16	28	第2	1	(2)	ウ	(ｲ)	⑯	入出館においての個人個人の管理が行えるシステムとは、事業者従業員のみの入出館管理との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
○		28	要求水準書(案)	16	29	第2	1	(2)	ウ	(ｲ)	⑯	『町もマスターキーを保有する。』との事ですが、本事業において事業者は指定管理者ではありますが、施設所有権は町にあるため、立ち位置として、事業者は町よりキーを預かっているとの理解でよろしいでしょうか。	町と指定管理者がマスターキーを保有することを想定しております。詳細は、事業者選定後に協議により決定します。
○		29	要求水準書(案)	17	2	第2	1	(2)	ウ	(ｲ)	⑰	公衆電話の場合、電話会社の意向も働きますので、合意が取れた場合のみ設置するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、通信料はサービス対価に含みます。
○		30	要求水準書(案)	18	26	第2	1	(2)	エ	(ｷ)		電源車の大きさは、後日公表されるとの理解でよろしいでしょうか。	トラック4トンクラスで、縦7m、横3m程度の大きさを想定しております。
○		31	要求水準書(案)	20	8	第2	1	(3)				ＡＥＤにおいて、購入するのではなく、リースする事は可能でしょうか。	ＡＥＤの購入費はサービス対価に含むものとし、原則、購入して頂くことを想定しています。
○		32	要求水準書(案)	20	10	第2	1	(3)				利用者が利用できる印刷機の仕様をご教示ください。	既存施設にある印刷機と同等レベル以上とし、白黒印刷、A3判両面印刷、パソコンからの出力ができる仕様としてください。既存施設にある印刷機は、リコーDD8450P デジタル印刷機です。
○		33	要求水準書(案)	23	5	第2	1	(3)	イ	①	3	陶芸に必要な各種器具とは具体的にご教示ください。	手回しろくろや、形成用のへらなど一般的な陶芸セット的な物、釉薬を混ぜるための電動ドリル、ハケなど、作品を作成するのに必要な器具を想定しています。現状では、幅0.9m・奥行0.6m・高さ1.8mくらいで3段棚が10台程度で収まる程度となります。
	○	34	要求水準書(案)	24	7	第2	1	(3)	イ	①	5	研修室は飲食可とありますが、学習・読書の場としても開放されるのであれば、時間を区切られるか、食事はオープンスペースのみなどとされてはいかがでしょうか。	あくまで水分補給や、軽食を想定しています。利用状況に応じて時間帯で区切ることは可能と考えます。
	○	35	要求水準書(案)	25	4	第2	1	(3)	イ	②	1	一般書2.8万冊、児童書1.3万冊を270㎡に収蔵するとなると高書架となることが想定されますので、空間としての居心地の良さを考慮し、収蔵冊数を再度検討頂けますようお願い致します。	詳細は募集要項公表時の要求水準書にて示します。
○		36	要求水準書(案)	25	4	第2	1	(3)	イ	②	1	一般開架スペース及び児童開架スペースの蔵書の構成についてご教示下さい。	詳細は募集要項公表時に示します。
	○	37	要求水準書(案)	25	5	第2	1	(3)	イ	②	1	文化遺産センターからの移管資料について、データ化して利用者に提供する想定の際は、蔵書のデータ化の費用を予算に見込んでいただきますようお願い致します。	文化遺産センターの蔵書700冊のデータ化は想定しておりませんが、他の資料と同様に貸出ができるように装備（バーコード装着等）、データ作成、システム登録を行ってください。
	○	38	要求水準書(案)	25	17	第2	1	(3)	イ	②	1	「足元の本も見やすく、取りやすい本棚にする」とありますが、そのような形状とする場合、車いす利用者に支障が生じることが想定されることから、ゆとりある配架が可能な収蔵冊数となる諸室面積もしくは収蔵冊数を検討頂けますようお願い致します。	「足元の本も見やすく、取りやすい本棚にする」の書架の計上に関する表記は修正します。詳細は募集要項公表時の要求水準書にて示します。
○		39	要求水準書(案)	25	40	第2	1	(3)	イ	②	1	自動貸出機では、ICタグではなくバーコードを使用するとの認識で宜しいでしょうか。また、自動貸出機設置の際の図書館システムとの連携についてのお考えをお聞かせ下さい。	詳細は募集要項公表時に示します。
○		40	要求水準書(案)	26	14	第2	1	(3)	イ	②	1	『机、椅子、スツール、ソファ：30席程度』と記載がありますが、これは、机及び椅子等座る物がセットで30組との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

平泉町社会教育施設整備事業　実施方針等に関する質問･意見書　　令和元年5月10日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項　目						質問・意見	回答
○		41	要求水準書(案)	27	4	第2	1	(3)	イ	③	1	おはなし会や読み聞かせ会の開催時以外は、おはなし室は開放される予定でしょうか。	おはなし会や読み聞かせ会の開催時以外は、おはなし室を開放します。
○		42	要求水準書(案)	27	12	第2	1	(3)	イ	③	1	おはなし室への配架を想定される児童書の一部について、詳細をご教示下さい。	乳幼児向け絵本を想定しておりますが、詳細は募集要項公表時の要求水準書をご確認ください。
	○	43	要求水準書(案)	32	5	第2	1	(3)	イ	⑥	1	自動貸出機を設置するとのことですので、資料の貸出は基本的に機械で利用者対応とされてはいかがでしょうか。	詳細は募集要項公表時の要求水準書に示します。
	○	44	要求水準書(案)	32	8	第2	1	(3)	イ	⑥	1	受付・総合案内・管理事務室が狭いように感じられますので、各機能の作業スペースなども踏まえて面積を設定頂けますようお願い致します。	面積増加は想定しておりません。
	○	45	要求水準書(案)	34	10	第2	1	(3)	イ	⑥	4	閉架固定書架間の通路幅について、1.0m以上で問題がないかご確認をお願い致します。	集密書架間の通路幅については1.0m以上確保することとし、閉架固定書架の設置は無しとします。詳細は募集要項公表時の要求水準書をご確認ください。
○		46	要求水準書(案)	42	25	第2	5					建設業務の「監理技術者及び各主任技術者を配置すること。」とありますが、配置（専任）は建設期間予定の平成32年12月～平成34年3月の間と考えて宜しいでしょうか。	建設業務期間中の配置（専任）を原則とします。なお、現在提示している建設期間は予定であり、実際の建設業務期間については、民間事業者の工法や設計内容等により変更となることも想定しておりますので、民間事業者にて期間の提案を行ってください。
○		47	要求水準書(案)	43	11	第3	1	(2)				以降で示される総括管理業務の履行期限が業務開始前となるため、詳細な考え方をご教示下さい。	施設竣工前の総括管理業務については、施設予約の準備や開館式典の企画提案など、実際の運営業務を円滑に実施するための準備業務等を想定しております。詳細は、募集要項公表時の要求水準書を確認ください。
	○	48	要求水準書(案)	43	11	第3	1	(2)				総括管理業務は、開館までの３か月間とされていますが、実際には開館の１年程度前から準備が必要な事柄が多く、その分の人件費について考慮頂きたく存じます。	ご意見として承ります。募集要項公表時の条件を踏まえ、民間ノウハウによる効率的な業務執行等を期待します。
	○	49	要求水準書(案)	46	8	第3	2	(1)				現平泉町図書館からの図書の移転については配送業者の利用が見込まれる事から、その費用の予算化をお願い致します。	No.48をご参照ください。
○		50	要求水準書(案)	46	8	第3	2	(1)				図書の調達、搬入において、特定事業者が購入、装備、データ作成、システム登録を行う事になっていますが、現状はどのようになっているかをご教示ください。	現状は、全ての業務を図書館職員が行っています。
○		51	要求水準書(案)	46	18	第3	2	(2)	イ			施設の予約開始時期について、開館前は６か月前から予約開始、開館後は３か月前からの予約開始との理解で宜しいでしょうか。	開館前・開館後も３か月前からの予約とします。
○		52	要求水準書(案)	47	1	第3	2	(2)	エ			開館式典においては、企画提案のみであり、費用は、入札額に含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	開館式典は、企画提案及びテープカット程度の式典を想定しております。企画提案及びテープカット程度の式典費もサービス対価に含みます。なお、町の意向によりテープカット以上のイベントを開催する場合は、サービス対価とは別に、別途予算確保を行うことを想定しています。
○		53	要求水準書(案)	51	18	第4	1	(9)				長島公民館の過去の光熱水費をご教示ください。	詳細は募集要項公表時に示します。
	○	54	要求水準書(案)	51	19	第4	1	(9)				光熱水費につきましては施設開館後に想定を上回ることも多いため、貴町で別途契約の上、ご負担頂く方法をご検討頂きたく存じます。	光熱水費については、要求水準書（案）P51のとおり、サービス対価に含むものとします。
○		55	要求水準書(案)	51	21	第4	2					事業期間終了後の瑕疵担保責任はありますか。	詳細は募集要項公表時に示します。
○		56	要求水準書(案)	58	23	第5	1	(4)				町の職員であります社会教育主事の什器備品（机、椅子、ロッカー、パソコン等）は、既に要求水準書(案)に含まれており、事業者が別途用意しなくても良いとの理解でよろしいでしょうか。	社会教育主事は、本施設に常駐しないものとします。そのため、社会教育主事の什器備品は、本施設以外の場所に町が用意します。
○		57	要求水準書(案)	61	31	第5	2	(3)	ウ			図書館本館がどこを指すのかについてご教示下さい。	図書館機能を示すものとご理解ください。募集要項公表時の要求水準書の内容をご確認ください。
	○	58	要求水準書(案)	63	13	第5	5	(2)				提案を事業者間で適切に評価いただくため、ア、イ、ウで求められる内容やレベルの詳細をご教示いただくか、維持管理運営業務とは別途事業費の上限をお示し頂きたく存じます。	世界遺産資料アーカイブ化検討業務は要求水準から外すものとします。詳細は募集要項公表時に示します。

平泉町社会教育施設整備事業　実施方針等に関する質問･意見書　　令和元年5月10日

質問	意見	No.	資料名	頁	行	項　　目						質問・意見	回答
○		59	要求水準書(案)									事業対象地の既存建物解体は、いつ、誰が行いますか。	令和元年9月～10月頃に既存建物所有者が解体する予定となっています。ただし、一部の建物は解体せずに残る可能性があり、詳細な範囲等については募集要項公表時に示します。
○		60	要求水準書(案)									建設途中に何ら設計変更が生じる際、工事費用の変更は適切に行いますか。	工事費用の変更の詳細については、募集要項公表時に示します。
○		61	（一般事項）									造成・建設工事完了後の、分・合筆の測量及び登記、それに係る費用負担は町が行うことで宜しいでしょうか。	合筆・登記に係る費用は町が負担し、敷地測量は民間事業者の負担で実施して頂くことを予定しておりますが、詳細は募集要項公表時の要求水準書をご確認ください。